

競争参加者の資格に関する公示

関東地方整備局（港湾空港関係）、鹿島港湾・空港整備事務所、千葉港湾事務所、東京港湾事務所、東京空港整備事務所、京浜港湾事務所、東京湾口航路事務所、特定離島港湾事務所又は横浜港湾空港技術調査事務所が、公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、公募型競争入札総合評価落札方式、簡易公募型競争入札総合評価落札方式又は一般競争入札総合評価落札方式により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に手続き開始の公示又は入札公告を行い発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年3月17日

関東地方整備局副局長 衛藤 謙介

1. 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2. 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く）。

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間後も随時申請を受け付けるが、公募型プロポーザル方式又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）の場合においては技術提案書の提出の時まで、公募型競争入札総合評価落札方式、簡易公募型競争入札総合評価落札方式及び一般競争入札総合評価落札方式の場合においては開札の時までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならないため、技術提案書の提出期限又は開札の時までに審査が終了せず、技術提案書の提出及び入札への参加ができないことがある。

3. 申請の方法

（1）申請書の入手方法

申請書類（4.（4）に示す設計共同体の協定書含む）については、次の場所から配布する。
関東地方整備局港湾空港部ホームページ 「発注情報→5. 各種様式→（2）その他様式」
<https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/index.htm>

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に本業務に係る設計共同体協定書（4.（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。申請書の押印を省略する場合は、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

なお、申請書の押印を省略した場合は、電子メールで申請書を提出することができる。電子メールの件名は『設計共同体資格申請（〇〇〇〇業務）』とすること。電子メールで申請書を提出した場合は、上記連絡先に受信確認をすること。受信確認をせずに、申請期間内に発注者が当該電子メールの受信を確認できない場合は、申請書の提出が無いものとみなす。

提出場所：〒231-8436 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話：045-211-7413
メール：pa.ktr-keichou@mlit.go.jp

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決

定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省東北地方整備局副局長他7者。以下「令和6年10月1日付け公示」という）5 競争参加者の資格及びその審査（（測量・調査）、（建設コンサルタント等））に掲げる項目について、総合数値を付与して当該業務の公示等に掲げる等級に決定された場合は、設計共同体としての資格があると決定する。

（1）組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- 1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2）当該業務に係る公示等に表示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- 3）関東地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 4）令和6年10月1日付け公示4（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

（2）業務形態

- 1）構成員の分担業務が、業務の内容により、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。
- 2）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

（3）代表者要件

構成員において決定された代表者が、本業務に係る設計共同体協定書において明らかであること。

（4）設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年1月25日付け官会第93号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

- 5．一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
当該業務に係る公示等に表示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2．及び3．により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が上記資格の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては当該業務に係る技術提案書の提出の時まで、公募型競争入札方式、簡易公募型競争入札総合評価落札方式及び一般競争入札方式の場合は開札の時までに上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないものと決定する。

6．資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7．資格の有効期間

6．の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8．その他

設計共同体の名称は、「〇〇〇〇業務△△・××（会社名）設計共同体」とする。